

移動等円滑化取組計画書
(バスターミナル)

令和5年 6月 29日

住 所 仙台市青葉区木町通1丁目4番15号

事業者名 仙台市交通局

代表者名 交通事業管理者 吉野 博明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

仙台市交通局では、令和3年度より第3期仙台市交通局バリアフリー特定事業計画を策定し、地下鉄及びバスの施設・設備、車両設備等のハード面及びバリアフリーに関する職員教育、啓発活動等のソフト面の両面についてバリアフリー化を推進している。

旭ヶ丘バスターミナルは、段差への対応、視覚障害者誘導用ブロック、障害者対応型トイレなど移動円滑化基準に適合した設備の適切かつ継続的な維持管理に努めていく。

また、現在設置されていない音声案内設備については、施設老朽化の大規模改修時期を見極めつつ、導入時期について引き続き検討する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
旭ヶ丘バスターミナル	音声案内設備について、施設老朽化の大規模改修時期を見極めつつ、導入時期について検討する。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー設備を用いた役務の提供	・乗降用スロープ板設置および介助 ・筆談用具の設置 ・ワンステップ/ツースtep車両の車外放送での周知

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
設備維持管理	視覚障害者誘導用ブロック、障害者対応型トイレなど移動円滑化基準に適合した設備の適切な維持管理に努める。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー情報の提供	交通局ウェブサイトにおいて障害者や高齢者等を含めた誰もが利用しやすいように配慮した形式でバリアフリー情報(障害者対応型トイレの設置等)を掲載し、随時更新を行う。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員への研修の実施	高齢者、障害者など移動制約者に対する声掛けや乗車の際の対応方法について、乗務員への研修会を開催する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリーに対する広報及び啓発活動	障害者対応型トイレなどに円滑利用を促すポスター、ステッカー(補助犬同伴可等)を掲出する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

接続する交通機関(地下鉄)と一体化・連続化したバリアフリー化を推進するため連携して特定事業計画の策定・実施を行う。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
-	-	-

V 計画書の公表方法

交通局ウェブサイトに掲載

VI その他計画に関連する事項

仙台市バリアフリー基本構想に基づき、第3期仙台市交通局バリアフリー特定事業計画を策定している。

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。